

新型コロナウイルス感染症 対応と対策マニュアル

※大原則 ……学校再開にむけて 子どもたちの命・心・学習を守るために……

- 1 健康観察の徹底をはかり、発熱や倦怠感、味覚や嗅覚の異常等の症状のある生徒、教職員の健康チェックを機能させ、自宅待機等の措置を速やかに行い、生徒同士及び教職員との間での接触を避け、感染を未然に防ぐことに全力を尽くす。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、クラスター発生リスクの高い3条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努める。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意する、また、個人情報の取り扱いにも留意する。

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱(体温が37.5度前後)・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。

健康観察表は、家庭で記載し、毎日持ってきてもらい、学校との健康状態の共有に活用する。

(2) 学校での朝の健康観察(学級担任等)(分散登校が終了してから)

- ① 部活動の朝練習がある場合は顧問が、無い生徒は教室での健康観察時に、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校前に検温をしていない生徒に対しては、体温を測定する。(各学年、学級で保健室と連携して対応を考えてください。)

非接触体温計を用いることが望ましいが、非接触体温計がない場合は、通常体温計で代用することとし、この場合、使用した体温計を、1回毎にアルコール綿等で消毒する必要がある。

- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認する(保護者からの欠席連絡等)。

③ 出席者の健康観察を行う。

④ 健康観察の結果は、養護教諭に提出する。

⑤ 各学級から提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。

⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録し、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、出勤を控える。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い(登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等)の徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

(2) 教室内の換気・配席の工夫等

○可能な限り窓は常時開けておくものとするが、無理な場合は、1時間に1回、5～10分程度換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開けること。

ただし、室温に注意し、必要に応じ、生徒の服装についても配慮すること。

○教員は、マスク若しくは代用品を着用することとし、生徒までの距離を可能な限り一定程度(2m程度が望ましい)離すこと。

○教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ生徒間の距離を離すよう配慮する。

1 学級の人数が 20 人程度の場合は、座席間を1m以上(目安として・根拠はないが、できる限り離してという意味)離して交互に着席させるなど工夫すること。

○生徒同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着する。

○現在、マスクの供給不足が続いていることから、手作りマスクの作成・使用について積極的に検討すること。マスクは、いずれの色も可とする。

●クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則

- 1 換気を励行する:窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。
- 2 人の密度をさげる:人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を 1~2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。
- 3 近距離での会話や発声、高唱を避ける:周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着する。

(3) 消毒液を使った清掃の実施 (どの程度可能かどうか?)

教室・トイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液(消毒用アルコールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等)を含ませて清掃を行うこと。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行うこと。

※1:スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあるので、行わない。

※2:次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後は水拭きする。

また、布佐中内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理すること。「消毒実施状況チェックリスト」・「消毒すべき箇所の例」参照

なお、消毒に使用する消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)及び手袋等の防護具が不足している場合は教頭と相談し、購入確保に努める。

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、布佐中生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やSCや心の教室相談員等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、布佐中生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的とするものであり、感染者、濃厚接触者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

6 特別欠席の考え方

○保護者の判断で、学校再開後に子どもを登校させない場合は、欠席扱いはせず、「特別欠席」とする。(授業日として数えない、出席でも欠席でもない)

7 児童生徒教職員(本人)の感染が判明した場合

我孫子市の方針・・・児童生徒 布佐中学校区 2週間の臨時休校。

複数の中学校区で出た場合・・・2週間の市内一斉休校

教職員 教職員の在籍する学校・・・2週間の臨時休校

8 本人が濃厚接触者と認定された場合

2週間の出席停止(自宅待機)とし、発熱などの症状のある場合はすみやかに医療機関に相談する。

II 学校再開後の教育活動における留意事項

※基本的に分散登校の場合、分散教室で固定し授業を行うことを基本とする。

(視聴覚機器を使用するための移動はしない等、特別教室については個別に配慮する)

1 各教科学習等における留意事項

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

○理科、美術科、技術・家庭科、保健体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。(基本的に、例えば 理科室や美術室など特別教室の使用がどうしても必要で、特別教室の使用が複数クラス続いてしまうような状況は避けたい。時間割についても、出来上がった段階で、必要な教科の同日に連続しないような一部時間割の入れ替え等ができるものについては、極力調整する必要もあると思われる。

※ICT 機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず(ウイルス飛散のため基本的に噴霧はすべてしない)、布等に消毒液を含ませて拭く。

(2) 特に配慮を要する教科

○技術・家庭科(家庭分野)

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。
- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。

○体育科、保健体育科

- ・マスクを着用して学習活動をしてよい。
- ・できる限り、屋外で学習すること。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。
(開放が難しい場合は、30分～1時間に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。)
- ・体づくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
(例:サッカーにおけるボールの奪い合い、バスケットボールにおける防御等)
- ・近距離での会話や活動は避けること。(飛沫、接触による感染リスク)
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避けること。
- ・多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- ・上記のことに留意し、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。

○音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。

○英語・外国語活動

- ・握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避けること。

2 給食について

- (1) 給食当番を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- (2) 給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び持参のエプロン等を着用し、同じマスク及び他の生徒のエプロン等を複数の生徒で使用しないこと。
- (3) 給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の生徒及び教職員が行うこと。おかわり等の配食は、教職員が行うこと。
- (4) 万が一の事故発生時に関係する生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定するなどの対応が考えられること。
- (5) 給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いとアルコール等の消毒を徹底すること。
- (6) 喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。なお、ランチルームや食堂を利用する場合は、生徒等の間隔を2m程度離すよう工夫すること。(3年生はランチルームを使用する)

3 部活動について (分散登校中は実施する場合は隔日で午後登校の生徒のみ実施し、基本的に健康・体力維持程度とする?)・・・要 検討

○部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問が部活動の実施状況を把握すること。また、当面の間、学校内での活動に限ること。(朝練なし 放課後は隔日になる)

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。

また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認すること。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。
- ② 活動時間はガイドライン内とする。(厳守)活動終了後は速やかに下校させること。
- ③ 基本的な感染症対策(手洗い・咳エチケット)を徹底すること。(特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底)
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行うこと。原則開放(2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。)とする。また、開放が難しい場合は30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行うこと。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫すること。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避けること。
- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの1対1等の対人練習などについては原則として避けるようにすること。また、吹奏楽においては、原則として少人数のパート別練習とすること。
- ⑧ 対外試合や練習会等は、我孫子市小中体連の方針に従う。当面の間は引き続き禁止とする。

(3) 活動環境への配慮

① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫すること。(特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。)

更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど人の密度を下げる。また、換気を十分に行うこと。

② 共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。また、多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。

③ 共用部分及び共用物の消毒については、原則として1日1回以上行うこと。

- ・共用部分:多くの生徒が手を触れる場所(例:ドアノブ、スイッチ、水道蛇口等)
- ・共用物:用具等(例:ボール、ストップウォッチ等)

III 保護者への注意喚起

生徒については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行うこと。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。
- ・保護者あて新型コロナウイルス感染症予防のお願い文書を定期的に配付し協力を得る。